

台風等による警報発令時の措置について

1 スクーリング

- (1) 松山市に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合、
 - ア 午前7：00以降に発令されている場合、午前中、臨時休業とする。
 - イ 午前10：00以降に発令されている場合、午後、臨時休業とする。
- (2) 協力校スクーリングの場合、宇和島市、大洲市、新居浜市、今治市に発令された場合、(1)に準じる。

2 試験

午前10：00の段階で発令されている場合、原則として臨時休業とし試験は延期する。

3 注意事項

- (1) 臨時休業については、警報の情報や松山東通信制のホームページで確認すること。
- (2) 台風等で臨時休業になることがあることも考慮し、それによって出席不足とならないようスクーリングの計画を立てること。